

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●十日町市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	保育園等の入園申込	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/shiminfukushibu/kosodateshienka/3/gyomu/9921.html	○		子育て支援課	025-757-9169	
2	火災以外の罹災証明書及び被災届出証明書の代理申請（委任状を省略）	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/zeimuka/1/gyomu/6181.html	○		税務課	025-755-5131	
3	軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/zeimuka/3/gyomu/1450418198335.html		○	税務課	025-757-3716	
4	市営住宅や市有住宅、特定公共賃貸住宅への入居申込み及び同居承認申請	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/kensetsubu/toshikeikakuka/1/gyomu/1450421201234.html	○		都市計画課	025-757-9935	証明書の写しの提出に加え、所得要件などその他の要件を全て満たすことが必要。
5	介護保険負担限度額認定申請	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/shiminfukushibu/fukushika/1/gyomu/1450418155727.html		○	福祉課	025-757-3757	

●十日町市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
6	自立支援医療の所得区分認定	https://www.city.tokamachi.lg.jp/kenko_fukushi/shogaishashien/joseiteate/3555.html		○	福祉課	025-757-3782	保険証種別ごとに同一医療保険に加入している範囲を同一世帯として所得区分認定を行う。
7	精神障がい者の医療費助成	https://www.city.tokamachi.lg.jp/kenko_fukushi/shogaishashien/joseiteate/3552.html		○	福祉課	025-757-3782	受療者または世帯主が受給者となる。
8	重度心身障がい者介護手当の支給	https://www.city.tokamachi.lg.jp/kenko_fukushi/shogaishashien/joseiteate/3561.html		○	福祉課	025-757-3782	対象となる重度心身障がい児者と同居しながら介護または養育看護している人に手当を支給する。
9	扶養共済の年金管理者			○	福祉課	025-757-3782	
10	高齢者緊急通報システムの貸与	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/shiminfukushibu/fukushika/1/gyomu/1455097566326.html ↓		○	福祉課	025-757-9758	同一の住居に居住し、生計も同一の場合には、一つの世帯とする。
11	要介護世帯除排雪援助制度	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/shiminfukushibu/fukushika/1/gyomu/1567986077003.html ↓		○	福祉課	025-757-9758	同一の住居に居住し、生計も同一の場合には、一つの世帯とする。
12	寝たきり老人等介護手当の支給	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/shiminfukushibu/fukushika/1/gyomu/1450417908200.html ↓		○	福祉課	025-757-9758	パートナーシップ制度に関わらず、市内に住所を有する寝たきり老人等と同居し、自ら当該寝たきり老人等を介護している者を当該制度の介護者として扱う。

●十日町市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
13	生活保護制度	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/shimin/fukushibu/fukushika/3/gyomu/1520760356726.htm ↓		○	福祉課	025-757-9739	生計同一世帯の場合は、同一世帯として生活保護を受けることができる。
14	十日町市犯罪被害者等見舞金支給	https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/bosai/anzenska/4/gyomu/8934.html	○		防災安全課	025-757-3197	